

平成29年4月1日改訂版

## “日だまりの家” はずみデイサービスセンター 重要事項説明書

当施設は介護保険の指定を受けています。  
宮城県指定 第0475501144号

当事業所は、ご利用者に対して地域密着型指定通所介護サービスを提供いたします。事業所の概要やご提供するサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

※当サービスのご利用は、原則として要介護認定審査の結果「要支援」「要介護」と認定された方が、対象となります。

### 1. 事業者

- |           |                     |
|-----------|---------------------|
| (1) 法人名   | 社会福祉法人 無量壽会         |
| (2) 法人所在地 | 宮城県仙台市青葉区双葉ヶ丘二丁目9-2 |
| (3) 電話番号  | 022-275-3786        |
| FAX       | 022-275-4786        |
| (4) 代表者氏名 | 理事長 菅原 裕典           |
| (5) 設立年月日 | 平成 6年 8月24日         |

### 2. 事業所の概要

#### (1) 事業所の種類

指定通所介護事業所・平成17年6月1日指定・宮城県0475501144号

#### (2) 運営方針・目的

○運営方針 … ご利用者の心身の特性を踏まえつつ、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るよう、機能訓練及び、必要な日常生活上のお世話をすることによって、ご利用者の社会的孤立感の解消及び、心身機能の維持並びに、ご利用者の家族の身体的・精神的負担の軽減を図るものとする。

○目的 … ご契約者（利用者）が、その有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことが出来るように支援することを目的として、ご契約者に地域密着型通所介護及び介護予防通所介護サービスを提供します。

- |             |                        |
|-------------|------------------------|
| (3) 事業所の名称  | “日だまりの家” はずみデイサービスセンター |
| (4) 事業所の所在地 | 宮城県仙台市泉区上谷刈三丁目16-21    |
| (5) 電話番号    | 022-208-8405           |
| (6) 管理者     | 氏名 中川 俊彦               |

(7) 交通の便

【地下鉄でお越しの場合】

地下鉄泉中央駅下車、徒歩15分

【バスでお越しの場合】

上谷刈三丁目北バス停（宮城交通）下車、徒歩2分

(8) 当施設の経営理念

- 一、お客様は常に主役の座にある。
- 一、サービスに始まりサービスに終わる。
- 一、私たちは全員営業マンである。
- 一、達成目標を掲げ、日々精進する。

(9) 開設年月日 平成17年6月1日

(10) 通常の事業の実施地域

- 泉区 旭丘堤・泉中央・桂・加茂・上谷刈・黒松・将監・高森・長命ヶ丘・七北田・虹の丘・野村・古内・みずほ台・友愛町・八乙女
- 青葉区 川平・北根黒松・鷺ヶ森・桜ヶ丘・滝道・西勝山・東勝山・双葉ヶ丘・水の森

(11) 営業日及び営業時間

営業日	月曜日から金曜日（祝日を含む） ただし、12/30～1/2は除く。
受付時間	8：30から17：30まで
サービス提供時間帯	通常のご利用時 ○9：00～16：30

(12) 利用定員 16名

3. 職員の配置状況（平成29年4月1日現在）

当事業所では、ご利用者に対して指定介護福祉施設サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

〔主な職員の配置状況〕※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職種	職員数	指定基準
1. 管理者	1名	1名
2. 生活相談員	2名（1名 介護員兼務） 〔常勤換算1名〕	1名
3. 介護職員	7名（1名 相談員兼務） 〔常勤換算5名〕	1名
4. 看護師	1名（機能訓練指導員兼務）	1名
5. 機能訓練指導員	1名（看護師兼務）	1名

※常勤換算：職員それぞれの週あたりの勤務延長時間数の総額を当施設における常勤職員の所定勤務時間数（例：週40時間）で除した数です。

（例）週8時間勤務の介護職員が5名いる場合、常勤換算では、  
1名（8時間×5名÷40時間＝1名）となります。

勤務時間：8：30から17：30まで

#### 4. 緊急時の対応

○身体状況急変時 … ご利用者の様態に変化等があった場合は、医師に連絡する等必要な処置を速やかに講ずるほか、ご家族等へ速やかに連絡します。

○災害時 … 災害時対応マニュアルに則り、迅速な対応を行います。また、必要に応じて本部からの応援を得て、十分な安全確保を図ります。  
防災責任者：中川 俊彦（所長）

#### 5. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当施設では、ご利用者に対して以下のサービスを提供します。

当施設が提供するサービスについて、

〔（1）利用料金が介護保険から給付される場合  
（2）利用料金の全額をご契約者に負担いただく場合〕 があります。

##### （1）介護保険の給付の対象となるサービス

次のサービスについては、利用料金の大部分（通常9割）が介護保険から給付されます。

〈サービスの概要〉

##### ①食事の提供

・当事業所では、栄養士の立てる献立表により、栄養並びにご利用者の身体の状況及び嗜好を考慮した食事を提供致します。

（食事時間）・昼食：12：00から

##### ②入浴

・入浴を行います。

##### ③排泄

・排泄の介助を行います。

##### ④機能訓練

・レクリエーションや日常生活動作を通じて、生活リハビリテーションを重点的に行います。

##### ⑤送迎

・ご利用者のご自宅と当事業所との間の送迎を行います。

※ 通常の事業実施地域以外の地区にお住まいの方で、当事業所のサービスを利用され

る場合は、ご家族での送迎をお願い致します。

〈サービス利用料金〉

下記の料金表によって、ご利用者様の要介護状態に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額（自己負担額）をお支払いください。（サービスの利用料金は、ご契約者の要介護度に応じて異なります。）

[地域密着型通所介護]（1日当たり）

・サービス利用に係る自己負担額が1割の場合（1単位=10.27円）

	要介護1 (735単位)	要介護2 (868単位)	要介護3 (1006単位)	要介護4 (1144単位)	要介護5 (1281単位)
1. サービス利用料金	7,548円	8,914円	10,331円	11,748円	13,155円
2. うち、介護保険から給付される金額	6,793円	8,022円	9,297円	10,573円	11,839円
3. サービス利用に係る自己負担額 (1-2)	755円	892円	1,034円	1,175円	1,316円
4. 食事料金	600円				
5. 自己負担金額	1,355円	1,492円	1,634円	1,775円	1,916円

○加算（1単位=10.27円）

加算項目	単位数	利用料金	介護保険給付額	自己負担額	備考
認知症加算	60単位	616円	554円	62円	
入浴介助加算	50単位	513円	461円	52円	
サービス提供体制強化加算（I）	18単位	184円	165円	19円	
介護職員処遇改善加算I	基本サービス費及び各種加算のI月あたりの合計単位数に5.9%を乗じた単位数				

・サービス利用に係る自己負担額が2割の場合 (1単位=10.27円)

	要介護1 (735単位)	要介護2 (868単位)	要介護3 (1006単位)	要介護4 (1144単位)	要介護5 (1281単位)
1. サービス利用料金	7,548円	8,914円	10,331円	11,748円	13,155円
2. うち、介護保険から 給付される金額	6,038円	7,131円	8,264円	9,398円	10,524円
3. サービス利用に係る 自己負担額 (1-2)	1,510円	1,783円	2,067円	2,350円	2,631円
4. 食事料金	600円				
5. 自己負担金額	2,110円	2,383円	2,667円	2,950円	3,231円

○加算 (1単位=10.27円)

加算項目	単位数	利用料金	介護保険給付額	自己負担額	備考
認知症加算	60単位	616円	492円	124円	
入浴介助加算	50単位	513円	410円	103円	
サービス提供体制強化加算 (I)	18単位	184円	147円	37円	
介護職員処遇改善加算I	基本サービス費及び各種加算のI月あたりの合計単位数に5.9%を乗じた単位数				

[介護予防通所介護] (1ヶ月当たり)

要介護認定において、「要支援1及び要支援2」と判定された方の介護予防通所介護の利用料金です。

・サービス利用に係る自己負担額が1割の場合 (1単位=10.27円)

	要支援1 (1,647単位)	要支援2 (3,377単位)
1. サービス利用料金	16,914円	34,681円
2. うち、介護保険から給付される金額	15,222円	31,212円
3. サービス利用に係る自己負担額 (1-2)	1,692円	3,469円
4. 食事料金	600円	
5. 自己負担金額	2,292円	4,069円

○加算 (1単位=10.27円)

加算項目	単位数	利用料金	介護保険給付額	自己負担額	備考
サービス提供体制強化加算 (I) 要支援1	72 単位	739 円	665 円	74 円	
サービス提供体制強化加算 (I) 要支援2	144 単位	1,478 円	1,330 円	148 円	
介護職員処遇改善加算 I	基本サービス費及び各種加算の1月あたりの合計単位数に5.9%を乗じた単位数				

・サービス利用に係る自己負担額が2割の場合 (1単位=10.27円)

	要支援1 (1,647 単位)	要支援2 (3,377 単位)
1. サービス利用料金	16,914 円	34,681 円
2. うち、介護保険から給付される金額	13,531 円	27,744 円
3. サービス利用に係る自己負担額 (1-2)	3,383 円	6,937 円
4. 食事料金	600 円	
5. 自己負担金額	3,983 円	7,537 円

○加算 (1単位=10.27円)

加算項目	単位数	利用料金	介護保険給付額	自己負担額	備考
サービス提供体制強化加算 (I) 要支援1	72 単位	739 円	591 円	148 円	
サービス提供体制強化加算 (I) 要支援2	144 単位	1,478 円	1,182 円	296 円	
介護職員処遇改善加算 I	基本サービス費及び各種加算の1月あたりの合計単位数に5.9%を乗じた単位数				

※介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご利用者の負担額を変更します。

## (2) 介護保険の給付対象とならないサービス

〈サービスの概要と利用料金〉

①食費（昼食代・おやつ代） 1日当たり 600円

②日常生活上必要となる諸費用実費

日常生活品の購入代金等ご利用者の日常生活に要する費用で、ご契約者にご負担いただくことが適当であるものにかかる費用をご負担いただきます。

○おむつ代は、実費ご負担いただきます。

リハビリパンツS・M	1枚	94円
リハビリパンツL	1枚	105円
尿取りパット	1枚	18円

③スナップ写真 焼き増し代（デイご利用時撮影）

1枚につき、20円いただきます。[ご本人からのご希望があった場合のみ]

④複写物（コピー）の交付（コピーサービス）

複写物（コピー）の交付は、1枚につき、10円いただきます。

⑤制作費及び行事参加費は、活動内容に応じて実費をご負担いただくことがあります。

## (3) 利用料金のお支払方法

前記（1）、（2）の料金・費用は、1ヶ月ごとに計算し、ご請求いたしますので、翌月20日までに以下のいずれかの方法でお支払ください。

ア. 金融機関口座（七十七銀行）からの自動引き落とし。

（振替手数料は、ご負担はございません。）

イ. 下記指定銀行口座への振込（振込手数料は、ご負担いただきます。）

○七十七銀行 東勝山支店 普通 5219230

[名義：(社福)無量壽会 日だまりの家いずみデイサービスセンター 所長 中川俊彦]

○郵便局 0226-0-055651

[名義：日だまりの家いずみデイサービスセンター]

ウ. 郵便局でのお支払い（振り込み用紙をお渡しします）

## 6. 苦情の受付について

(1) 当施設における苦情の受け付け

当施設における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

○苦情受付窓口 : 渡邊 伸（係長兼相談員） TEL 022-208-8405

○受付時間 : 毎週月曜日から金曜日の9:00から17:00

（ただし、12/30～1/2 は除きます。）

(2) 苦情解決責任者 : 所長 中川 俊彦

寄せられたご意見や、苦情に対して総合施設長が責任者となって、関係機関と相談しながら、申出人には誠意を持って話し合い、合意が得られるように努めます。

(3) 苦情解決第三者委員会

寄せられたご意見や、苦情に対して総合施設長が責任者となって、関係機関と相談しながら、申し出人と誠意を持って話し合い、合意が得られるよう努めます。

なお、法人として、苦情解決第三者委員会を設置しております。定期的に委員会を開催して、委員の皆さんのご意見を伺っております。

・3名の方を委嘱しています。

上谷刈狼河原町内会会長            本郷 克美  
地区民生委員児童委員            萱場 久悦  
社会福祉法人無量壽会評議員      萱場 久美

いただいた苦情については、問題点を把握し、対応策を検討して必要な改善を行います。

(4) 行政機関その他苦情受付機関

泉区保健福祉センター 障害高齢課 介護保険係	所在地	仙台市泉区泉中央二丁目1-1
	電話番号	022-372-3111 (内線6745~6749)
青葉区保健福祉センター 障害高齢課 介護保険係	所在地	仙台市青葉区上杉1丁目5-1
	電話番号	022-225-7211 (内線6746~6750)
宮城県国民健康保険 団体連合会	所在地	仙台市青葉区上杉一丁目2-3
	電話番号	022-222-7700
宮城県社会福祉協議会 運営適正化委員会	所在地	仙台市青葉区本町3丁目7-4
	電話番号	022-716-9674
仙台市介護事業支援課 居宅介護サービス指導係	所在地	仙台市青葉区国分町3-7-1
	電話番号	022-214-8192

※12月29日から1月3日と、土・日、祝日は除きます。

※その他、お住いの各区障害高齢課介護保険係にご相談下さい。



(重要事項説明書付属文書)

1. 施設の概要

- (1) 建物の構造 : 鉄筋コンクリート 3階建て
- (2) 敷地面積 : 2,314.05 m<sup>2</sup> 建物面積 : 990.01 m<sup>2</sup>  
建物延べ床面積 : 2,732.93 m<sup>2</sup>
- (3) 同一敷地内事業所  
当施設では、次の介護保険指定事業を同一敷地内で運営しております。
- 地域密着型特別養護老人ホーム（地域密着型介護老人福祉施設）  
平成 24 年 8 月 1 日指定 介護事業所番号 0495500217 定員 29 名
  - 老人短期入所施設  
（指定短期入所生活介護事業所・指定介護予防短期入所生活介護事業所）  
平成 24 年 9 月 1 日指定 仙台市 定員 10 名
  - デイサービスセンター（指定通所介護事業所・指定介護予防事業所）  
平成 17 年 6 月 1 日指定 介護事業所番号 0475501144 定員 14 名
  - 居宅介護支援センター（居宅介護支援事業所）  
平成 17 年 4 月 28 日指定 介護事業所番号 0475501110
- (4) 施設の周辺環境
- 立地 : 仙台市郊外の住宅地内 ○日当たり : 良好
  - 騒音 : 特に意識すべき騒音はない。

2. 職員の配置状況

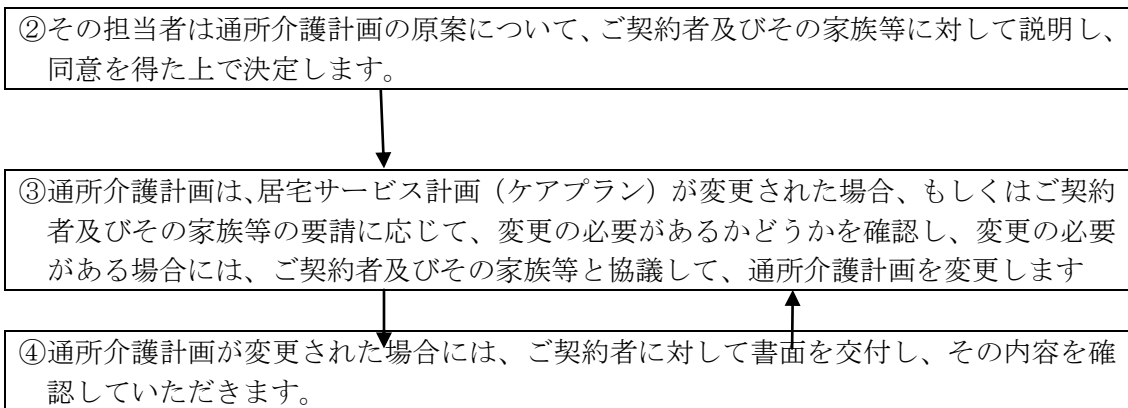
- 管理者** … ご利用者サービスにかかる総括責任者、施設管理者です。
- 介護職員** … ご利用者の日常生活上の介護並びに健康保持のための相談・助言等を行います。16 名のご利用者定員に対して 5 名（常勤換算）の介護職員を配置しています。
- 生活相談員** … ご利用者の日常生活上の相談に応じ、適宜生活支援を行う相談員を 2 名配置しています（1 名は介護職員兼務）。

3. 契約締結時からサービス提供までの流れ

- (1) ご利用者に対する具体的なサービス内容やサービス提供方針については、「居宅サービス計画（ケアプラン）」がある場合はその内容を踏まえ、契約締結後に作成する「通所介護計画」に定めます。契約締結からサービス提供までの流れは次の通りです。

①当事業所の担当者に通所介護計画の原案作成や、その為に必要な調査等の業務を担当させます。





(2) ご利用者に係る「居宅サービス計画（ケアプラン）」が作成されていない場合のサービス提供の流れは次の通りです。

①要介護認定を受けている場合

- 居宅介護支援事業者の紹介等必要な支援を行います。
- 通所介護計画を作成し、それに基づき、ご利用者にサービスを提供します。
- 介護保険給付対象サービスについては、利用料金をいったん全額お支払いいただきます。(償還払い)

↓

居宅介護サービス計画（ケアプラン）の作成

- ↓
- 作成された居宅サービス計画に沿って、通所介護計画を変更し、それに基づき、ご契約者にサービスを提供します。
  - 介護保険給付対象サービスについては、介護保険の給付費額を除いた料金（自己負担額）をお支払いいただきます。

②要介護認定を受けていない場合

- 要介護認定の申請に必要な支援を行います。
- 通所介護計画を作成し、それに基づき、ご利用者にサービスを提供します。
- 介護保険給付対象サービスについては、利用料金をいったん全額お支払いいただきます。(償還払い)

↓

要支援・要介護と認定された場合

- ↓
- 居宅介護サービス計画（ケアプラン）を作成していただきます。
  - 居宅介護支援事業者の紹介等必要な支援を行います。

↓

居宅サービス計画（ケアプラン）の作成

↓

自立と認定された場合

- ↓
- 契約は終了します。
  - 既に実施されたサービスの利用料金は全額自己負担となります。

- 作成された居宅サービス計画に沿って、通所介護計画を変更し、それに基づき、ご契約者にサービスを提供します。
- 介護保険給付対象サービスについては、介護保険の給付費額を除いた料金（自己負担額）をお支払いいただきます。

#### 4. サービス提供における事業者の義務

当施設は、ご利用者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

- ①ご利用者の生命、身体の安全・確保に配慮します。
- ②ご利用者の体調、健康状態から見て必要な場合には、医師または看護職員と連携のうえ、ご利用者から聴取、確認します。
- ③ご利用者に提供したサービスについて記録を作成し、5年間保管するとともにご利用者または代理人の請求に応じて閲覧を認め、必要な場合は複写物を交付します。
- ④ご利用者へのサービス提供時において、ご契約者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合には、速やかに主治医又はあらかじめ定めた協力医療機関への連絡を行う等必要な措置を講じます。
- ⑤事業者及び担当職員は、サービスを提供するにあたって知り得たご利用者またはご家族等に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏洩しません（守秘義務）。ただし、ご利用者に緊急な医療上の必要性がある場合には、医療機関等にご利用者の心身等の情報を提供します。また、ご利用者の円滑な退所のための援助を行う際には、あらかじめ文書にてご利用者の同意を得ます。

#### 5. 施設利用の留意事項

##### (1) 施設・設備の使用上の注意

- 施設、設備、敷地をその本来の用途に従って使用してください。
- 故意に、又はわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設、設備を壊したり汚したりした場合には、ご契約者に自己負担により原状に復していただくか、又は相当の代価をお支払いいただく場合があります。
- 当事業所の職員や他の利用者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うことは出来ません。

#### 6. 損害賠償について

当施設において、事業者の責任によりご利用者に損害が生じた場合は、速やかに利用者家族に対し連絡を行い、行政担当課（仙台市）に報告致します。また「介護事故防止委員会」において原因を究明し、再発防止のための対策を講じます。原因が施設にある場合事業者は速やかにその損害を賠償致します。

ただし、その損害の発生について、ご利用者に故意又は過失が認められる場合には、身元引受人（ご契約者）と協議いたします。

## 7. サービス利用をやめる場合（契約の終了について）

契約の有効期間は、契約締結の日から契約者の要介護認定の有効期間満了日までですが、契約期間満了の2日前までに契約者から契約終了の申し入れがない場合には、契約はさらに同じ条件で更新され、以後も同様となります。

契約期間中は、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することが出来ますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当事業所との契約は終了します。

- ①ご利用者が死亡した場合
- ②要介護認定によりご利用者の心身の状況が自立と判定された場合
- ③事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
- ④施設の滅失や重大な毀損により、ご利用者に対するサービスの提供が不可能となった場合
- ⑤当事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- ⑥ご契約者から解約又は契約解除の申し出があった場合（詳細は以下をご参照下さい。）
- ⑦事業者から契約解除を申し出た場合（詳細は以下をご参照下さい。）

### （1）ご利用者からの解約・契約解除の申し出

契約の有効期間であっても、ご契約者から利用契約を解約することが出来ます。その場合には、契約終了を希望する日の7日前までに解約届出書をご提出下さい。

ただし、以下の場合には、即時に解約・解除することが出来ます。

- ①介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合
- ②ご利用者が入院された場合
- ③ご利用者の「居宅サービス計画（ケアプラン）」が変更された場合
- ④事業者若しくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める通所介護サービスを実施しない場合
- ⑤事業者もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合
- ⑥事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失によりご利用者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- ⑦他の利用者によって身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つけられる恐れがある場合において、事業者が適切な対応を取らない場合

### （2）事業者からの契約解除の申し出

以下の事項に該当する場合には、本契約を解除させていただくことがあります。

- ①伝染病疾患が発病した場合
- ②ご利用者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- ③ご利用者による、サービス利用料金の支払いが3ヶ月以上遅延し、催告にもかかわらずこれが支払われない場合

④ご利用者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

(3) 契約の終了に伴う援助

契約が終了する場合には、事業者はご利用者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、必要な援助を行うよう努めます。

“日だまりの家” いずみデイサービスセンター

重要事項説明書及び各事項同意書

“日だまりの家” いずみデイサービスセンター

管理者 中川 俊彦 様

地域密着型指定通所介護サービスの提供開始に際し、別紙書面にに基づき重要事項・介護保険給付外サービス利用・個人情報の使用に係わる説明・顔写真等の使用に係わる事項について、下記の通り同意致します。

1. 別紙書面に基づいて事業者の重要事項を確認し、地域密着型指定通所介護サービスの提供開始に同意致します。
2. 介護保険給付外サービス利用については、下記の通り、申込み及び支払いに同意致します。(○を付けた項目のみ)

○・×	品 名	単 位	単 価
	食材料費	1 日	6 0 0 円
	リハビリパンツ S・M	1 枚	9 4 円
	リハビリパンツ L	1 枚	1 0 5 円
	尿取りパット	1 枚	1 8 円
	スナップ写真 (焼き増し代)	1 枚	2 0 円
	複写物 (コピー)	1 枚	1 0 円
	制作費及び、行事参加費		実 費

3. 個人情報に係わる利用目的等の説明を受け、その内容に同意致します。

4. 顔写真等の使用につきましては、以下の内容で同意致します。

ア. ( 広報誌 ・ ホームページ ・ 施設内掲示 ) ○で囲んだもののみ  
掲載を承諾致します。

イ. いずれも掲載をお断り致します。



## 個人情報の使用等に係る説明

以下に定める条件の通り、“日だまりの家” いずみデイサービスセンターは、ご利用者本人及び身元引受人、ご家族の個人情報を下記の利用目的の必要最低限の範囲で使用、提供、または収集することをお約束致します。

### 1. 利用期間

介護サービス提供に必要な期間及び契約期間に準じます。

### 2. 利用目的

- (1) ご利用者に関わる介護計画（ケアプラン）を立案し、円滑にサービスが提供されているために実施するサービス担当者会議での情報提供のため。
- (2) 医療機関、福祉事業者、介護支援専門員、介護サービス事業者、自治体（保険者）、その他社会福祉団体等との連絡調整のため。
- (3) ご利用者が、医療サービスの利用を希望している場合及び主治医等の意見を求める必要がある場合。
- (4) ご利用者の利用する介護事業所内のカンファレンスのため。
- (5) 行政からの求めに応じるとき。
- (6) その他サービス提供で必要な場合。
- (7) 上記各号に関わらず、緊急を要する時の連絡等の場合。

### 3. 使用条件

- (1) 個人情報の提供は必要最低限とし、サービス提供に関わる目的以外は決して利用しない。また、ご利用者とのサービス利用に関わる契約の締結前からサービス終了後においても、第三者に漏らさない。
- (2) 個人情報を使用した会議の内容や相手方等について経過を記録し、請求があれば開示する。

### 4. ご利用者の肖像権及び、施設内における他ご利用者への面会者、業者等との関係

- (1) 施設においてはその性格上、他ご利用者のご家族、見学者、施設管理に関する業者等の施設への出入りがあります。
- (2) 当法人では、広報誌、ホームページにて、ご利用者の日常の様子を関係方面にお知らせしております。その場合、ご利用者の写真を掲載させていただく場合があります。

社会福祉法人無量壽会  
理事長 菅原 裕典